平成２２年（フ）第３５３８号
東京都足立区大谷田３丁目５―11―201
破産者　河上　清美
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５２号
東京都西東京市芝久保町１丁目24―２
破産者　岸　　朋子（旧姓野口）
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５４号
東京都文京区大塚５丁目30―７―401
破産者　清水久美子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５５号
東京都板橋区東山町１―11―２ＦＡ
破産者　鈴木　基之
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５５９号
東京都江東区北砂５丁目20―４―1222
破産者　小林美代子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６８４号
東京都世田谷区砧３丁目９―25
破産者　佐々木カツ子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６８５号
東京都世田谷区大蔵１丁目３―11―101
破産者　佐々木規予
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６８６号
東京都世田谷区砧３丁目９―25
破産者　佐々木啓安
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８０４号
東京都東久留米市八幡町１丁目９―28―Ｂ―1305
破産者　山中　高広
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８６９号
東京都江東区白河１―３―13―ロ307、住民票上の住所東京都江東区三好１丁目８―４―701
破産者　永倉　康子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３８７２号
千葉県富里市七栄282―52
破産者　吉田　　博
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９３０号
千葉県千葉市中央区弁天２丁目20―22　ボスフードサービス有限会社方、開始決定時の住所千葉県千葉市中央区椿森３丁目14―７―201
破産者　小林　　敦
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９３１号
千葉県千葉市稲毛区天台５丁目22―18―102
破産者　三井　理恵（旧姓小林）
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９４８号
神奈川県横浜市磯子区汐見台１丁目６―１―1602―234
破産者　末松　司郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９６８号
埼玉県さいたま市桜区大字神田391―７　福原方
破産者　植野　三郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９８６号
東京都豊島区西巣鴨３丁目22―８―403
破産者　倉永　一郎
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０２８号
神奈川県川崎市高津区諏訪１丁目24―13―２
破産者　佐藤　正樹
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５１号
東京都東大和市南街５丁目82―５―102
破産者　小沢マリンこと　オザワ　マリン　カバネス
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５２号
埼玉県越谷市大字三野宮641―１
破産者　児玉　美幸
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５３号
東京都東村山市秋津町５丁目38―12―101
破産者　佐藤　安幸
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５４号
神奈川県川崎市多摩区南生田１―４―11　第６グランドハイツ１号室、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区北見方１丁目30―11
破産者　若狭　重雄
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部